

道路運送法第9条第5項に基づく意見反映の措置について

道路運送法第9条第5項に基づく意見反映の措置について、以下のとおり実施しました。

【住民、利用者】

期間：令和6年8月20日

方法：住民説明会を実施

意 見
運賃に関する意見無し

【利害関係者】

期間：令和6年8月7日～8月21日

方法：公共交通事業者等に書面により意見を募集

意 見
運賃に関する意見無し